

掛川市告示第103号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、使用料の徴収事務の委託について次のとおり告示する。

平成24年10月29日

掛川市長 松 井 三 郎

1 委託を受けた者の名称及び所在地

名 称 社会福祉法人掛川市社会福祉協議会

所在地 掛川市掛川910番地の1

2 委託した事務の内容

掛川市大東児童館及び掛川市大須賀児童館に係る使用料の徴収に関する事務

3 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで